第　５　回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和７年12月12日

開　会　中

場所　全　員　協　議　会　室

第 5 回　　熊本県議会　　総務常任委員会会議記録

令和７年12月12日(金曜日)

午前10時12分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第１号　令和７年度熊本県一般会計補正予算(第７号)

議案第８号　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第９号　熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号　熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号　当せん金付証票の発売について

議案第49号　令和７年度熊本県一般会計補正予算(第８号)

議案第59号　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第１号　専決処分の報告について

請第29号　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願

請第30号　陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と弾薬庫新設に関する住民説明会（公聴会）開催の請願

請第31　号　教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和７年８月豪雨における初動対応の検証結果について

②令和７年８月豪雨からの復旧・復興プランについて

③熊本県国土強靱化地域計画の改定について

④熊本県過疎地域持続的発展方針の策定及び熊本県山村振興基本方針の概要について

⑤熊本県地域公共交通計画の改訂(骨子)について

⑥緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出 席 委 員(８人)

委 員 長　中　村　亮　彦

副委員長　前　田　敬　介

委　　員　池　田　和　貴

委　　員　西　　聖　一

委　　員　渕　上　陽　一

委　　員　増　永　慎一郎

委　　員　橋　口　海　平

委　　員　堤　　泰　之

欠 席 委 員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長　深　川　元　樹

政策審議監　阿　南　周　造

危機管理監　鳥　井　薫　順

国際・くまモン局長　櫟　本　麻　理

政策調整監　中　川　太　介

秘書課長　田　浦　貴　久

広報課長　大　谷　智　子

危機管理防災課長　井　上　雄一朗

国際課長　吉仲範恭
くまモン課長　山田　崇
総務部
部長　千田真寿
理事兼県央広域本部長
兼市町村・税務局長　橋本誠也
総括審議員兼政策審議監　坂野定則
総務私学局長　工藤晃
人事課長　寺本和央
首席審議員兼財政課長　元田啓介
県政情報文書課長　大石顕寛
総務厚生課長　帆足朋和
財産経営課長　有田知樹
私学振興課長　松村加奈子
首席審議員兼市町村課長　藤由誠
消防保安課長　楠ゆみ子
税務課長　内村秀之
企画振興部
部長　富永隼行
理事
（デジタル戦略担当）
兼デジタル戦略局長　阪本清貴
理事
（球磨川流域復興担当）
兼球磨川流域復興局長　府高隆
総括審議員兼政策審議監
兼地域振興
・世界遺産推進局長　柴田英伸
交通政策・統計局長　坂本弘道
土木技術審議監　有働人志
首席審議員兼企画課長　受島章太郎
首席審議員
兼地域振興課長　若杉久生
阿蘇草原再生
・世界遺産推進課長　吉田二浩
交通政策課長　牧野記大
空港アクセス鉄道
整備推進課長　宮原尚孝
統計調査課長　上野成也
デジタル戦略推進課長　大村克行
システム改革課長　四方田亨二
球磨川流域復興局政策監　甲斐奈美枝
出納局
会計管理者兼出納局長　野中眞治
会計課長　小夏香
管理調達課長　阿南秀二
人事委員会事務局
局長　城内智昭
公務員課長　森亮子
監査委員事務局
局長　井藤和哉
監査監　石井利幸
監査監　天野誠史
監査監　二宮守
議会事務局
局長　波村多門
次長兼総務課長　鈴和幸
議事課長　下﨑浩一
政務調査課長　坂本誠也

事務局職員出席者
議事課課長補佐　吉村修一
政務調査課主幹　時吉啓通

午前10時12分開議

○中村亮彦委員長　ただいまから第５回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に１名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

千田総務部長。

○千田総務部長　おはようございます。

今回提案しております議案の概要につきまして説明申し上げます。

まず、令和７年度11月補正予算でございます。

今回の補正予算は、冒頭提案分として、令和７年８月豪雨からの復旧に必要な予算など76億円、追加提案分として、令和７年８月豪雨で被災した中小企業者等の事業再建に向けた支援と人事委員会勧告に基づく職員給与改定を合わせて101億円の増額補正であり、補正後の予算規模は9,353億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を行っております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきまして財政課長から、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長　次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長　財政課でございます。

では、説明資料の１ページをお願いいたします。

令和７年度11月補正予算の概要でございます。

上の１ページ、まず、こちらが一般会計補正予算(第７号)になりまして、冒頭提案分となってございます。

主な内容につきましては、１番、令和７年８月豪雨からの復旧に伴いまして、(1)被災者の救済、生活支援、(2)産業復興支援、(3)社会・産業インフラの機能回復、(4)その他の４項目で整理しておりますが、34億8,400万円を計上しております。

また、その他につきまして、(1)公共土木施設の災害からの復旧、こちらは令和７年８月豪雨ではございませんで、令和４年、５年の過年災分の災害復旧に伴うもの、また、(2)は職員の時間外勤務手当の増額に伴うもので、合計41億5,300万円を計上しております。

合わせて、冒頭総務部長から申し上げたとおり、76億3,700万円を計上したものでございます。

続きましては、下の２ページ、追加提案分でございます。

一般会計補正予算(第８号)につきましては、主な内容を御覧いただきますと、令和７年８月豪雨からの復旧に伴いまして、中小企業者等の事業再建に向けた支援に42億4,800万、また、２、職員の給与改定、職員給与費、また、会計年度任用職員の報酬等、合わせまして58億8,000万の追加をしております。合わせて101億2,900万。

冒頭提案分と合わせまして、177億6,500万の増額補正となってございます。

３ページをお願いいたします。

今申し上げました一般会計の冒頭提案、追加提案分を合わせた合計177億の追加になりまして、補正後、9,353億8,000万を予定しております。

そのほか、特別会計、企業会計の一覧で整理しております。

４ページから歳入歳出でございます。

まず、４ページの歳入につきまして、今回の追加提案分の職員給与等につきましては、５番の地方交付税、普通交付税を69億計上しているものでございます。

続いて、５ページをお願いいたします。

５ページにつきましては、国庫支出金で、冒頭、追加を合わせまして66億5,800万計上いたしております。

続きまして、下の６ページは歳出でございます。

主なものにつきましては、右の補正額の説

明のところに記載をしております。
　続いて、７ページ、お願いいたします。
　こちらまで歳出でございます。
　こちらも、主なものを補正額の説明に記載をしております。
　11月補正予算の概要につきましては以上でございます。

○中村亮彦委員長　引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○寺本人事課長　人事課でございます。
　説明資料の14ページをお願いいたします。
　総務部の令和７年度11月補正予算総括表でございます。
　今回の補正予算の追加提案、給与改定分につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に伴う増額補正でございまして、全庁共通の事柄でございますので、各課からの説明に先立ちまして、人事課から説明させていただきます。
　なお、職員の給与改定の詳細につきましては、後ほど、関係条例案についての説明の際に、改めて説明させていただきます。
　それでは、人事課の例で御説明いたします。
　まず、職員給与費についてです。
　表の一番上、人事課の行でございますが、左から４列目、職員給与費の欄に記載のとおり、1,173万円余の補正をお願いしております。
　次に、会計年度任用職員の報酬等についてです。
　会計年度任用職員の報酬等につきましては、令和５年度から常勤職員の給与改定の取扱いに準じることとしておりまして、改定を行うものでございます。
　左から５列目、会計年度任用職員報酬等の欄に記載のとおり、798万円の補正をお願いしております。
　22ページをお願いいたします。
　会計年度任用職員の報酬等に係る補正の内訳を記載しております。
　人事課におきましては、３つの業務に係る会計年度任用職員報酬等について計上しております。
　各所属における補正額につきましても、部局ごとの補正予算総括表等の各欄に記載のとおりでございますので、一括しての説明とさせていただき、各所属からの説明は省略させていただきます。
　説明は以上です。

○大谷広報課長　広報課でございます。
　９ページをお願いいたします。
　債務負担行為の追加を２件お願いしております。
　上段の広報関係業務は、テレビ広報及び広報紙の制作等を委託する費用です。
　下段の首都圏広報業務は、首都圏において、熊本地震から10年を切り口とした魅力発信業務を委託により実施するものです。
　これらは、新年度当初から業務を実施できるよう、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。
　広報課は以上です。

○井上危機管理防災課長　危機管理防災課でございます。
　９ページの下段をお願いいたします。
　防災情報通信基盤整備事業について、繰越明許費をお願いしております。
　内容としましては、県の出先機関における防災行政無線設備の浸水対策工事について、工事設計の工期の延長に伴い、今年度内の工事完了が困難となったため、また、衛星通信設備の整備工事につきましても、事業スケジュールの見直しにより、今年度内の工事完了

が困難となったため、繰越明許費をお願いするものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○櫟本国際・くまモン局長　くまモン課でございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を２件お願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラスト利用許諾事務を委託するもので、新年度当初から実施するため、限度額2,355万円余を設定するものです。

下段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を委託するもので、新年度当初から実施するため、限度額１億8,668万円余を設定するものです。

これらの債務負担行為の設定によりまして、年度初めにおけるイラスト利用申請や出動依頼への対応をよりスムーズに行い、利用者の利便性向上等を図るものです。

くまモン課は以上です。

○寺本人事課長　人事課でございます。

15ページをお願いします。

表の上段、一般管理費につきまして、(1)人事課職員給及び(2)時間外勤務手当等保留分の増額をお願いしております。

(1)人事課職員給につきましては、令和７年８月豪雨災害対応のため、他県から来ていただいている派遣職員へ災害派遣手当を支給する必要が生じたことから、増額をお願いするものです。

(2)時間外勤務手当等保留分につきましては、年度途中の災害など特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、毎年度一括して人事課において当初予算で計上しているものですが、８月豪雨災害対応業務等の増加により、当初予算では不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

表の下段、人事管理費につきましては、人事委員会勧告を踏まえた令和８年度当初からの給与制度の改正などに伴い、人事給与システムなどの改修が必要となることから、所要の経費の増額をお願いするものです。

次に、債務負担行為の追加でございます。

行政職員初任者研修バス等賃借は、令和８年４月１日から新規採用職員の初任者研修で使用するバス等の借り上げにつきまして、年度内に契約の手続を終える必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

人事課は以上です。

○帆足総務厚生課長　総務厚生課でございます。

16ページをお願いいたします。

天草地域職員住宅集約化事業として、債務負担行為の設定をお願いしております。

この事業は、天草地域における知事部局、教育庁、警察本部が所管する職員住宅241戸を建て替え、改修し、202戸に集約の上、維持管理まで行うものでございます。

これまで、財産経営課を中心として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるＰＦＩ法での整備等の可能性について検討を行い、事業者の選定に取り組んでまいりました。

今後、年内に優先交渉権者の選定を目指しており、その後の仮契約締結に向けて、本定例会において債務負担行為の設定をするものでございます。

設定期間は、大規模改修等が必要となるまでの期間を考慮して、25年間、限度額は22億7,000万円余としております。

年度内に本契約を締結する予定であり、総務厚生課が一括して債務負担行為を設定するものでございます。

総務厚生課は以上です。

○有田財産経営課長　財産経営課でございます。

資料、17ページをお願いいたします。

上段の補正予算について、財産管理費を計上しております。

こちらは、令和７年８月豪雨に係る他県からの派遣職員の受入れに伴う宿舎や家具、家電の借り上げ費について、新たに計上するものでございます。

下段、債務負担行為の設定でございます。

先ほど総務厚生課から説明ありました天草地域職員住宅集約化事業につきましては、建て替えや改修など、広範な事業内容になっております。このため、県が求める要求水準を満たす工事が適正に行われるか、伴走型でチェックする必要があり、これを５か年の事業として実施します。このため、債務負担行為設定をお願いするものです。

18ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

財産管理費の繰越しを計上しております。

(1)庁舎維持補修費、(2)総合庁舎等施設整備事業(臨時分)につきましては、県庁舎や総合庁舎の設備更新等に係る資材の納入や関係機関との協議に時間を要していることなどにより、繰越しをお願いするものでございます。

(3)ＦＭ推進県有施設集約化事業につきましては、事業者公募要件の設定のための市場調査等に不測の期間を要したことにより、繰越しをお願いするのでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長　私学振興課でございます。

19ページをお願いします。

上段の諸費でございますが、説明欄、宗教法人指導事務費につきまして、不活動宗教法人対策に要する経費が不足する見込みであることから、所要見込額を増額するものでございます。

次に、私学振興費でございます。

説明欄、国庫支出金返納金につきまして、令和６年度の高等教育修学支援事業において、実績確定後に一部対象外となる生徒がいたことが判明したため、授業料減免に係る補助金のうち、国庫支出金分について国に返還を行うものです。

最後の教育施設災害復旧費でございます。

説明欄、私立学校施設災害復旧事業につきましては、令和７年８月豪雨で被災した私立学校施設の災害復旧に対する助成に要する経費でございます。

激甚災害指定に伴う国直轄の災害復旧補助事業がございますが、今回計上している国支出金の5,000万円余は、国による上乗せ補助、残りの5,000万円余は、県の上乗せ補助でございます。全て合わせた補助率は６分の５となります。

次に、債務負担行為の追加でございます。

上段の就学支援金相談窓口関係業務は、保護者からの電子申請についての問合せに対応するために相談窓口を設置するものでございます。

下段の海外チャレンジ推進事業は、海外進学を目指す高校生を対象に、英語力向上のための講座等を実施するものでございます。

これらは、いずれも４月から切れ目なく継続して保護者への対応や生徒の支援を行うために、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

私学振興課は以上です。

○楠消防保安課長　消防保安課でございます。

20ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段は、県内消防本部からの派遣隊員の宿舎を借り上げるためのものです。

下段の救急安心センター関係業務については、急な病気やけがの際、救急車を呼んだほうがよいかなどを専門家に電話で相談できる事業に要するものです。

いずれも年度当初から対応できるよう、年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

次に、消防指導費に関する繰越明許費の追加でございます。

上段は、市町村等消防施設整備補助についてです。

市町村による消防団車両などの整備に対して補助するものですが、一部の市町村において、令和７年８月の豪雨の影響があり、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

下段は、消防学校教育訓練機能強化事業に関するものです。

現在、校舎及び寄宿舎の建設工事等を進めておりますが、天候や手続等の進捗状況により事業が年度内に完了しない場合等に備えて、繰越明許費の追加をお願いするものです。

消防保安課は以上でございます。

○内村税務課長　税務課でございます。

21ページをお願いします。

１段目、税務総務費については、説明欄の軽油引取税特別徴収事務取扱交付金について、昨年度の軽油引取税の決算額が見込みよりも大きかったことに伴い、特別徴収事務取扱者への交付金が増加したものでございます。

下段の利子割交付金については、市場金利の上昇に伴い、今年度の個人県民税の利子割が見込みを上回っていることに伴い、市町村への交付金の増額をお願いするものです。

税務課は以上です。

○受島企画課長　企画課でございます。

資料、28ページをお願いいたします。

諸費について、増額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

東京ど真ん中からの熊本発信事業として、東京・銀座において、熊本地震、令和２年７月豪雨、そして令和７年８月豪雨からの復旧、復興にいただいた御支援への感謝とともに、復興に取り組む熊本の姿を発信するイベントに要する経費でございます。

財源は、全額企業版ふるさと納税を充当いたします。

企画課からは以上です。

○若杉地域振興課長　地域振興課でございます。

29ページをお願いいたします。

計画調査費について御説明いたします。

右側説明欄を御覧ください。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が実施する水俣・芦北地域における環境負荷を少なくしつつ経済発展する新しい形の地域づくりの取組に対する補助金の増額によるものでございます。

次に、下段の繰越明許費の設定について御説明いたします。

被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和２年７月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施しております宅地整備等について、避難路工事ののり面工事において湧水が確認され、工事に不測の期間を要するおそれがあるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

地域振興課は以上です。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長　空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

30ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業につきまして、関係機関等と協議、調整の上実施する必要がありまして、年度内の完了が困難となり、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長　デジタル戦略推進課でございます。

30ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

情報通信格差是正事業費補助につきましては、天草市が実施する携帯電話基地局の整備経費に対する間接補助分でございますが、令和７年８月の大雨災害により、設計に必要な測量業者の確保において、想定した以上に期間を要することとなり、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○四方田システム改革課長　システム改革課でございます。

31ページ上段をお願いします。

債務負担行為の設定でございますが、熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額17億6,800万円余の設定をお願いしております。

このうち、16億400万円余は、職員用の業務用パソコンについて、庁舎外でも全庁ネットワークに接続できる環境の構築に係る経費であり、令和12年度までの保守、運用を含むものです。

具体的には、セキュリティーを考慮したネットワーク構築のほか、各種ライセンス調達及び通信機器等のリースに要する経費等です。

業務効率化を目的とするものであり、速やかな事業実施のため、本年度中に入札などの契約事務を終える必要があり、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、１億6,400万円余は、本庁と地域振興局等を結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る令和８年度の業務委託につきまして、切れ目なく令和８年４月１日から委託するため、本年度中に入札などの契約事務を終える必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

システム改革課は以上です。

○甲斐政策監　球磨川流域復興局でございます。

31ページ下段を御覧ください。

債務負担行為の設定でございますが、庁用自動車賃借として、限度額360万円の設定をお願いしております。

これは、職員が用務で使用する自動車のリースについて、年度内に契約する必要がございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○阿南管理調達課長　管理調達課でございます。

36ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものです。

県有施設等管理業務など、全庁的に共通する４業務については、当課で取りまとめ、一括して御説明をいたします。

今回の11月補正予算では、令和８年度当初から業務を実施するために、今年度末までに契約手続を行うもののうち、入札等の事務に相当の期間を要するものを補正後の欄に計上しております。

まず、県有施設等管理業務につきましては、県内各地域の総合庁舎等の清掃や維持管理、また、道路の維持、修繕等に係る業務委託などです。

給食業務につきましては、特別支援学校や

こども総合療育センター等の業務委託に係るものでございます。

情報処理関連業務につきましては、各種システムの構築や更新、保守管理などの業務委託に係るものでございます。

37ページをお願いします。

事務機器等賃借につきましては、各種システムのリースやライセンス料などに係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○鈴議会事務局次長　議会事務局でございます。

40ページをお願いします。

議会棟別館空調設備改修工事において、１回目の入札では、応札者がおらず不調となり、入札をやり直したことにより契約までに日数を要したため、繰越明許費を設定するものでございます。

議会事務局は以上です。

○寺本人事課長　人事課でございます。

42ページをお願いします。

議案第８号、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、44ページの条例案の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容は、(1)は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市町村の長に協議をしなければならないとされており、今回協議が調った事務について追加するものでございます。

まず、アの農地法に基づく事務のうち、違反転用者等に係る公表に関する事務について、各市及び氷川町に移譲するものでございます。

これは、令和７年４月に農地法が改正され、当該公表に関する事務が創設されたことに伴い、事務を追加で移譲するものです。

また、イの農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務について、新たに荒尾市に移譲するものでございます。

(2)は、同条例において、号ずれなどが生じているため、規定の整理を行うものでございます。

３の施行期日ですが、(1)は令和８年４月１日から、(2)は公布の日からとしております。

続きまして、51ページをお願いします。

議案第59号、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、少し飛びますけれども、85ページの条例案の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行うものです。

改正する条例は、今回、(1)から(7)までの関係する条例７本を一括して改正いたします。

３の主な改正内容は、１点目が、(1)の一般職の職員の給料表の改定でございます。

人事委員会勧告を踏まえ、大卒程度及び高卒程度の初任給を１万3,400円引き上げ、若年層の職員が在職する号給に重点を置きつつ、全職員の給料月額を引き上げるものです。

２点目が、(2)の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。

アの令和７年度の表を御覧ください。

年間0.05月引き上げて、一般職は4.65月、定年前再任用短時間勤務職員は2.45月とし、その引上げ分を12月期に支給するものです。

イについては、令和８年度の６月と12月における各支給月数でございますが、先ほど申し上げた引上げ後の年間の支給月数を各支給

期に均等に振り分けることとしております。

３点目が、(3)の医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当の限度額の改定でございます。

これは、医師等の人材確保のために支給している手当ですが、医師及び歯科医師について、条例に規定する限度額を引き上げるものです。

４点目が、(4)の特地勤務手当に準じる手当の支給対象の見直しでございます。

新たに給料表の適用を受ける職員となり、特地公署または準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準じる手当を支給するものです。

５点目が、(5)の宿日直手当の限度額でございます。

条例に規定する宿日直勤務１回当たりの限度額を引き上げるものです。

86ページの施行期日ですが、３の(1)の給料表の改定、３の(3)の初任給調整手当の限度額の改定、３の(4)の特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の見直し、３の(5)の宿日直手当の限度額の引上げについては、公布の日から施行し、令和７年４月１日に遡って適用することとしております。

次に、３の(2)アの今年度の期末手当及び勤勉手当の改定は、公布の日から施行し、適用は令和７年12月１日に遡ることとしております。

３の(2)イの令和８年度の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和８年４月１日から施行することとしております。

次に、87ページをお願いいたします。

議案第60号、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、89ページの条例案の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨につきましては、県議会議員の先生方や知事など特別職の職員の期末手当の改定を行うものでございます。

改正する条例は、(1)から(3)までの関係する条例３本を一括して改正いたします。

主な改正内容は、期末手当の支給月数の改定でございます。

アの令和７年度の表を御覧いただきますと、国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職は年間0.05月引き上げて3.5月とし、その引上げ分を12月期に支給するものです。

イについては、令和８年度の６月と12月における各支給月数ですが、今申し上げた引上げの年間の支給月数を各支給期に均等に割り振ることとしております。

施行期日ですが、３の(1)アの今年度の期末手当の改定は、一般職同様、公布の日から施行し、令和７年12月１日に遡って適用することとしております。

３の(1)イの令和８年度の期末手当の改定は、令和８年４月１日から施行することとしております。

人事課は以上です。

○元田財政課長　財政課でございます。

戻りまして、45ページをお願いいたします。

議案第９号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、47ページをお開きいただければと思います。

条例改正の趣旨に記載しておりますけれども、今般の改正につきましては、項目としまして、政治資金規正法の改正に伴う改正でございます。

２の主な内容を御覧いただければと思います。

(1)政治資金規正法等の改正に伴う規定の整備を行う部分につきまして、こちら、国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告を作成していることを確認し、その旨を記載した

確認書を会計責任者に交付するとされております。

従来、収支報告書については写しの交付請求ができておりましたけれども、今回、当該確認書についても写しの交付請求ができることとされたため、交付手数料の対象に当該確認書を加えるものです。

また、これまで写しの交付方法は紙またはＣＤ－Ｒによる交付としておりましたけれども、法令及び情報公開における写しの交付方法を踏まえ、ＤＶＤ－Ｒによる交付を新たに行うこととし、その交付する際の手数料の額を定めます。

次に、(2)政党助成法等の改正に伴う規定の整備につきましては、県選挙管理委員会が受理する支部報告書、支部総括文書または監査意見書について、写しの交付請求ができることとされたため、これらの支部報告書等の写しの交付手数料を定めるものです。

交付方法、手数料の額につきましては、先ほどの(1)の収支報告書や確認書と同等としております。

(3)その他の規定の整理につきましては、条例上のＣＤ－Ｒの記載につきまして、従来コンパクトディスクと記載しておりましたものを光ディスクに改めるものでございます。

(4)所要の経過措置につきましては、令和９年４月１日から当分の間の措置として、収支報告書と併せて提出される住所限定報告書、こちらは個人寄附者等の住所に係る記載のうち、字名や番地等以下の記載がないものになりますけれども、この住所限定報告書も交付手数料の対象とするものでございます。

(5)につきましては、今回の手数料条例の改正により、申請する手数料については収入証紙により徴収するため、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものでございます。

３、施行期日でございます。

施行期日につきましては、経過措置の規定に関する２の(4)は令和９年１月１日、それ以外は令和８年１月１日としております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

議案第29号、当せん金付証票の発売についてでございます。

当せん金付証票、いわゆる宝くじでございますけれども、これは、令和８年度におきます県の宝くじ発売額の範囲を定めるもので、当せん金付証票法第４条の規定により、総務大臣の発売許可を受けるに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

発売総額につきましては、今年度、令和７年度と同様に110億円以内としております。

財政課は以上でございます。

○有田財産経営課長　財産経営課でございます。

90ページをお願いいたします。

報告第１号、職員による交通事故に係る専決処分の報告でございます。

91ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和７年５月21日に、あさぎり町免田西の民家の敷地内で発生したもので、事故の状況としましては、６に記載のとおり、当課職員が公用車で出張中、駐車するために後退させていたところ、後方にあったカーポートの柱に接触した物損事故でございます。

今回の事故は、大雨という状況もございましたが、職員の後方不注意が原因であり、相手方との示談交渉の結果、過失割合は県側が100％、損害額の全額を賠償額として専決処分を行っております。

職員の交通事故の防止につきましては、これまでも研修等により注意喚起を行っておりますが、さらに徹底するよう取り組んでまいります。

財産経営課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長　デジタル戦略

推進課でございます。

戻りまして、資料の48ページをお願いします。

議案第10号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、49ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、法律に定めのない事務で、本県で独自にマイナンバーを利用する事務、いわゆる独自利用事務を定めている条例でございます。

主な改正内容としましては、２を御覧ください。

マイナンバー法の一部改正に伴い、法定事務に準ずる事務、準法定事務が定められたところですが、この準法定事務の一部が本県の独自利用事務と重複するため、当該重複規定を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

デジタル戦略推進課は以上です。

○中村亮彦委員長　以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

あわせて、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりした口調で発言いただきますようお願いします。

それでは、質疑はございますか。

○池田和貴委員　17ページの財産経営課にちょっとお伺いをしたいと思います。

天草地域の職員住宅集約化モニタリング業務ということで、これは748万円になってるんですが、これは、伴走型でやらなければいけない、ＰＦＩでやるから、今までやったことがないような業務なのでこういうのが出てくると思うんですが、この伴走型でやるために149万円を毎年支出をするんですけれども、これ、どういったことにこの金額を支出するのか、もうちょっと説明してもらえますか。

○有田財産経営課長　財産経営課でございます。

先ほど申しましたように、この天草地域職員住宅は、知事部局と教育委員会と警察の職員住宅が、非常に数も多いんですけれども、老朽化しているので、一部建て替えを行ったり、あるいは改修を行う事業でございます。

加えて、今使ってないところも余剰地活用ということで、民間事業として活用いただくような、かなりその事業内容も広範になっているものでございます。

県としましては、要求水準書の中で、いろんな仕様とか、工法でありますとか、いろんなものを定めておりまして、それに適合した内容で公募で出てきたものを採択したいというふうに考えておりますが、実際契約をした後に、施工内容でありますとか、あるいは、特に余剰地活用としての取組内容が、県として予定した内容から逸脱してしまうと非常にいけないということと、先ほど総務厚生課の話にありましたように、大規模改修を想定しなくてもいい25年間という、非常に長期の維持管理を含めた事業期間になっておりますので、それを確実なものとして実施していただくためには、やはり、最初に契約して終わりではなくて、きちんと適正に事業を実施していただくように、このモニタリング事業というのを組み込んでいるというものでございま

す。

以上です。

○池田和貴委員　分かりました。モニタリング事業というのは分かりました。

このモニタリング事業の149万円は、そういった専門家に委託する費用になるんですか、それとも、何か会議をやるとか、そういう費用なんですか。

○有田財産経営課長　今委員おっしゃいましたように、専門事業者のほうに委託してからチェックを行っていくというものでございます。

○池田和貴委員　じゃあ、これは委託費ということでいいわけですね。

○有田財産経営課長　はい、主にそういうことでございます。

○池田和貴委員　分かりました。それでは結構です。

もう１件、すみません、続けていいですか。

36ページ、管理調達課にちょっとお伺いをしたいと思うんですが、この業務で債務負担行為をしなければいけないというのはよく分かります。ただ、17番は280万円が50億4,900万に、給食業務も3,700万が17億に、情報処理関連業務も18億が47億に変わるということで、かなり金額が大きく跳ね上がってるんですよね。すみません、もしかしたら説明されたのかもしれないんですけれども、なぜこんなに金額が膨れ上がったのかは、ちょっと私理解できなかったので、もう少しそこを丁寧に説明していただけますか。

○阿南管理調達課長　御質問にお答えいたします。

まず、補正前と補正後の欄の趣旨の説明を申し上げたいと思います。

補正前の欄は、令和７年度当初予算、それと令和７年度６月、９月補正で債務負担を設定してきたものを計上しております。

これは、要するに、年度途中で施設が開所して新たに業務を開始するとか、複数年間のサイクルがちょうど更新の時期を迎えるとか、そういったものが対象でございまして、要は、令和７年度中に契約を開始して、令和８年度以降も業務を継続するというものを当初とこれまで補正で計上しております。

その後の補正後の欄につきましては、この当初予算、補正予算で設定したものに加えまして、令和８年度当初から業務を開始する必要があるものについて、今年度末までに入札等の事務を行う必要があるというものを計上しているものでございます。

端的に申しますと、いずれも令和８年度以降の業務実施が必要なものでございますけれども、令和７年度途中から業務を開始するものは当初予算、補正で計上して、令和８年度当初から業務を開始するものを、今回、11月、２月補正で計上するというものでございます。

今議員御指摘のとおり、補正前の額、県有施設等管理業務で申しますと、ここで補正前に計上しております280万5,000円、これは、健康危機管理課の食肉衛生検査所の機械警備委託１件だけ計上しているものでございます。それに対しまして、補正後の50億と申しますのは、それにプラスをして、令和８年度当初から業務を行うもの、一番大きいもので申し上げますと、道路維持修繕業務委託、これが12億、単年度でございます。これがこの補正後の額に、その12億をはじめ、全部で121件プラスするというものになっておりますので、これだけ額が膨らんでいるというものになります。

ですから、補正前は、あくまでも、令和７

年度の途中から業務を開始した、先ほど申し上げた機械警備委託のみで、補正後のほうは、令和８年度当初から120数件新しく業務を開始するものが含まれておりますので、これだけの額に大きくなっているというものでございます。

説明は以上でございます。

○池田和貴委員　御説明いただいて分かりましたし、私も久々に総務常任委員会に来たので、こういった金額の差が出たのは――毎年多分これは出てるということなんですよね。

ただ、これはインターネット中継もされてますし、いわゆる県民の方も聞くことができるわけですよね。そうしたときに、やはりこの金額の差がこれだけあるということは、毎年――皆さん方にとっては当たり前かもしれませんけれども、ここの議員ももしかしたら、１期生の議員で初めて総務常任委員会に来られた方は分かんないわけですし、そういったことを踏まえて、もう少しやっぱり丁寧に説明することを考える必要があるんじゃないかと私は思うんですよね。

それは、この総務常任委員会だけじゃなくて、ほかの委員会でも指摘をしましたが、今までの予算金額とやっぱり大きく変わるところについては、少しやっぱり丁寧に説明をする、そういう思考に変えなきゃいけないと思うんですが、それはどう思いますか、総務部長。

○千田総務部長　ただいまの池田委員からの御指摘については、おっしゃるとおりだと思います。

広く、県議会だけでなく、一般の県民の方への説明責任も果たす意味では、より分かりやすく丁寧な説明は、一般の話として、当然のことだと思いますので、今回の事柄を踏まえましても、確かに、ちょっと丁寧な説明は必要かなと私も感じたところです。

御指摘の点につきましては、全庁にもまた改めて周知を図ってまいりたいと思います。

○池田和貴委員　ぜひそこはお願いしたいと思います。

今、事前におっしゃっていただいてるんですね。毎年こういう感じですというようなことがあって、ちょっと例示していただいて説明をしていただけると分かりやすいかなと思うんですが、ただ数字的にこう変わりましたということだけだと、何でこんなに変わるんだろうというのは、やはり疑問として残るんですよね。ぜひ丁寧な説明をよろしくお願いしたいと思います。

これは、管理調達課だけではなくて、今部長にも申し上げましたが、全庁的にそういったところは皆さんに考えていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○中村亮彦委員長　ほかに質疑ございますか。

○渕上陽一委員　15ページの人事課で、時間外勤務手当の保留分として、５億2,000万余が記載をされております。これは、８月豪雨に伴ってということでありましたが、例年に比べて、どのくらい職員さんたちの時間外が増えているのか，分かれば教えていただきたいというふうに思います。

もう１点は、時間外が増えているのであれば、かなり疲労なんかも蓄積していくんだろうというふうに思っておりまして、また、そのことによって、いろんな問題も出てくるというふうに思いますけれども、まずは、時間外勤務をできるだけやっぱり縮減していくという考えも持ちながらやっていくべきではないかというふうに思っておりまして、この２点、分かれば教えていただければと思いま

す。

○寺本人事課長。人事課でございます。

時間外の状況でございますけれども、今年度につきましては、年度前半が終わる段階で各部局に照会をかけまして、前年度比で７％ぐらい伸びておりました。

実は、８月に災害が起きまして、その後も、最近でいきますと経済対策等がありまして、予算の事業化ですとか、そういった業務が増えてきております。

今後も業務が増えていく可能性が高いのかなというふうに見込んでおりまして、今回補正予算で予算要求させていただいたところでございます。

近年の時間外の状況でございますけれども、令和４年度以降は、実は、順調にといいますか、いろんな取組の成果もありまして、時間外削減傾向にございました。

具体的に言いますと、令和４年度は、１人頭210時間ほどでしたけれども、その翌年、令和５年度は190時間に減りまして、令和６年度、昨年度は180時間まで減ってきていました。順調に減ってきておりまして、その要因としましては、時間外の管理を徹底するということで、パソコンのログ管理をやったりですとか、あとは、勤務間のインターバル制度ということで、一定の時間を取って翌日の勤務に臨むといった制度がございまして、そういうのを始めまして、一定の効果が出てきてると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、いろんな業務が増えてくる傾向はございますので、各職場において、所属長自ら、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底して、業務をやっぱり増えるだけじゃなくて減らすという意識を持って取り組んでいただくことを実はアナウンスをしておりますし、当初予算においても、スクラップ・アンド・ビルドの徹底ということで、併せて当然職場の仕事も減らすということをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渕上陽一委員　分かりました。しっかりとできることはやっているということでありまして、頑張っていただければというふうに思います。

その中で、23ページに、総務厚生課というところで、心の健康サポート等事業ということで予算が追加提案されておりますけれども、時間外勤務が増えてくれば、メンタルとかいろんな面での対応も重要になってくるというふうに思いますけれども、現在職員に対してどのような対応が取られているのか、教えていただければというふうに思います。

○帆足総務厚生課長　総務厚生課でございます。

今、健康サポートセンターというのが設置されております。そこに、産業医、保健師等が常駐しておりまして、その中で、職員あるいは所属からのメンタル面の相談、そういうのをお受けして、それに対してのフォローをしていると、そういう状況でございます。

○渕上陽一委員　災害も続いておりますし、本当に今職員さんたち大変だろうというふうに思っておりますし、休んでおられる方もかなりいらっしゃるというふうに聞いております。

職員の皆さんの時間外勤務が増加しておりますので、何とか今日ここにおいでの皆さんたちは、部下の方々の顔をしっかり見ながら、本当に健康にやっているのかというのを面倒見ていただきたいというふうに思いますし、まさしく今日ここにおいでの皆さんたちも、それなりに苦労されてるんだろうなと、自分の管理も必要になるというふうに思っています。このようなときだからこそ、本当に

皆さん力を合わせて、この大変な時期を乗り切っていただきますように、心から願っておりますので、頑張ってください。

○中村亮彦委員長　ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第１号、第８号から第10号まで、第29号、第49号、第59号及び第60号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第１号外７件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１号外７件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第29号を議題といたします。

請第29号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○内村税務課長　税務課でございます。

請第29号については、令和５年10月に導入された消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の廃止等を求める意見書を国に対して提出することを求めるものです。

請願者は、熊本県商工団体連合会でございます。

消費税に関する業務については、県税である地方消費税を含めて、税務署が申告納付を受け、その制度設計や運用は、国において実施されておりますので、税務課からは、制度の概要や導入に当たっての経過措置、国が行っている事業者支援等について御説明いたします。

インボイス制度は、令和元年に消費税率が10％に引き上げられるとともに、食料品等について８％の軽減税率が設けられたことに伴い、複数税率下における適正な課税を確保するために、４年間の猶予を経て、令和５年10月に導入されました。

インボイス制度開始後は、買手が消費税に係る仕入れ税額控除を受けるためには、原則売手から発行された適格請求書、つまりインボイスの保存が必要となりました。

インボイスを発行するためには、税務署への登録が必要であり、インボイス発行事業者になると、これまで免税事業者であった売上高1,000万円以下の事業者についても課税事業者となります。

制度導入に当たっての事業者を取り巻く環境変化、事務負担等を踏まえ、消費税率が引き上げられた令和元年からインボイス制度導入までの４年間の猶予に加え、令和11年９月まで、免税事業者との取引においても、一定の仕入れ額の控除ができるよう経過措置が設けられています。

また、インボイス制度を機に、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減措置も３年間設けられています。

加えて、インボイス制度への対応に関する各種相談窓口が設置され、税理士や商工会、商工会議所等による伴走支援策が設けられており、免税事業者の取引上の懸念に対する相談にも対応されています。

また、インボイス制度に対応したソフト、ハードによるＩＴ導入等に対する補助金も設けられています。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長　ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西聖一委員　こういう意見が全国的にも出

ているという話で、説明もあったと思うんですけれども、熊本県においてこれが導入されて、県のほうとか関係窓口に、やっぱりおかしいんじゃないかという話はあってるんですか。ちょっとそこら辺を私も知りたいんですけれども。

○内村税務課長　税務課でございます。

インボイス制度に関する問合せが県の窓口のほうに寄せられているというお話はあまり聞こえてきてないところかなというふうに思います。

以上です。

○西聖一委員　県には聞こえてないということでございます。

埼玉県の県議会では、採択されたという話で、全国でも同じ制度ですから、いろいろあるのに、熊本だけないというわけでもないような気がするんですけれども。

税務課の中の窓口じゃなくて、別団体にあってるということですかね。

○内村税務課長　税務課でございます。

先ほどの御説明は、税務担当の窓口でのお話でして、それ以外の部署への問合せについては、申し訳ありませんが、私どもでは把握していない状況でございます。

以上です。

○中村亮彦委員長　ほかに質疑はありませんか。

なければ、ここで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第29号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択でお願いします」「採択」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　採択と不採択の両方の意見がございますので、採択についてお諮りいたします。

請第29号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○中村亮彦委員長　挙手少数と認めます。よって、請第29号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第30号を議題といたします。

請第30号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○井上危機管理防災課長　危機管理防災課でございます。

請第30号につきまして、状況を説明いたします。

陸上自衛隊健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備につきましては、本年８月29日に九州防衛局から木村知事に説明が行われ、知事からは、県民に対する分かりやすく丁寧な説明を要望したところでございます。

九州防衛局におかれましては、本県からの要望を踏まえ、速やかにスタンドオフミサイル配備についての相談窓口の設置やＱ＆Ａのホームページ掲載などの対応が行われております。

また、弾薬庫の整備につきましては、九州防衛局から、既存の火薬庫の老朽化に伴う建て替えであり、関係法令を遵守し、適切に対応すると伺っております。

県民に対する説明は重要であると認識しておりますが、国防に関することは、国の専管事項であり、住民説明会の開催も含め、具体的な説明方法につきましては、国が判断されるものと考えております。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長　ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西聖一委員　今説明もあったとおり、知事も説明会を求めるという態度は表明されているわけですから、議会としてもその説明会を求めていくのは当然じゃないかなと私は思っています。

やるかやらないかはその国の専管事項なんでしょうけれども、求めていく意見は当然出していくべきだと思ってます。

○中村亮彦委員長　答えは要りませんね。

○西聖一委員　はい。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

○池田和貴委員　今回の請願についてなんですが、請願される理由として、住民が直接説明を受け、意見を述べる機会が設けられていないということと、10月７日に不採択になった意見書を見直しくださいということでありました。

10月７日の不採択になったときの意見書は、自民党としては、南部議員が反対討論をされてまして、あのときは、当然そういう不安があるんだけれども、しっかり説明を求めていくということと、今は、その不安をあおることではなくて、正確な情報を伝え、その必要性を分かりやすく伝えていくことが重要だということになってます。

直接お話はできないんですが、これは、私の個人的な意見としてなんですけれども、いわゆるＱ＆Ａをホームページに出されています。ということは、どなたでも好きなときに、なぜここに設置したかという理由は、そこで説明を知ることができるということがまず１点と、それと、何か意見があると、九州防衛局のほうに電話で伝える窓口がつくられているわけです。ですから、意見のある方はそちらにお話をすることができるという意味では、直接話をすることも大事なんですが、その場に行って、その場にいた人じゃないと聞けないというところもありますので、そういった意味では、理由をホームページ上に公開をして、そして、何かあれば意見を聴く場をつくられているということは、ある意味その開かれている部分もあるんではないかというふうに思います。

ということの２つから、今回の請願は、私は不採択でいいんじゃないかというふうに考えているところです。

以上です。

○中村亮彦委員長　今のは御意見で……。

○池田和貴委員　はい、私の意見です。すみません。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

○西聖一　今、池田先生からありましたけれども、Ｑ＆Ａが設けてあるという話ですけれども、そのＱ＆Ａで足りないところを住民が説明を求めるということで、窓口にも電話してるそうですが、対応が非常に悪いという、その直接的な回答がないという不満もあって、こういう請願が出されると私は伺っているので、そういう対面方式の求めるという場をつくってくださいというこれは請願だと思ってますので、十分じゃない部分があるということを申し上げたいと思います。

○中村亮彦委員長　これも御意見でよろしいですか。

○西聖一委員　はい。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第30号については、いかがいたしましょ

うか。

（「不採択でお願いします」「採択」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第30号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○中村亮彦委員長　挙手少数と認めます。よって、請第30号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第31号を議題といたします。

請第31号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○松村私学振興課長　私学振興課でございます。

今回の請願の趣旨は、教育費負担の公私間格差をなくすとともに、教育条件の維持向上を図るため、私学助成の増額等を求めるものとなっております。

提出者は、熊本私学助成をすすめる会でございます。

請願事項は４項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取組について御説明をいたします。

まず、１点目は、熊本県単独予算による学費補助制度の拡充を求めるものです。

生徒、保護者の負担軽減については、授業料に対しては、国の就学支援金制度があり、授業料以外に対しては、国の奨学のための給付金制度があります。これに加えまして、本県の独自施策として、入学金の減免を行うとともに、留年や転学、退学により受給期間３年を超えて在学する生徒に対しては、卒業まで就学支援金と同様の支援を行っているところです。

２点目は、年収590万円未満世帯まで、入学金補助の拡充を求めるものです。

入学金については、本県では、生活保護受給世帯の生徒を対象とした減免制度を設けています。

生活保護受給世帯には、そもそも公立校の入学金相当額に対する手当てがありますが、本県の場合、これを超えて全額補助する制度となっております。これは、九州では熊本県のみです。

３点目は、高校授業料の無償化を国に求めるものです。

いわゆる高校無償化については、本年２月の自由民主党、公明党、日本維新の会の３党合意を受けて、令和８年度予算の編成過程で成案を得て実現するとされております。

本県においては、国の責任において財源を確保し、確実に実施することを求める政府要望を６月と11月に行いました。今後の国の動向を注視しながら、引き続き要望してまいります。

４点目は、経常費助成の拡充を国に求めるものです。

私学の経常費助成については、学校経営の健全化の確保、学習環境等の整備や教職員の働き方改革を促進させるため、その拡充について、本年６月及び11月に政府要望を行っております。また、10月には、県議会からも国に意見書を提出いただいたところでございます。

県といたしましては、引き続き教育環境の充実確保のため取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○中村亮彦委員長　ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西聖一委員　この私学の要求に対しては、この請願は、教師と生徒の立場から請願するものであって、一方では、施設管理者からの請願があって、そちらのほうは毎年請願通る

んですよね。こちらのほうは、もう私も20年近くずっと見てますけれども、なかなか通らないという、同じ私学に対する助成でありながら、何でかなとやっぱり思いますし、それから、全国47都道府県あるうち、もうあと残り９県が数字的に見て、その助成がないということに対して、県として、子供、子育て支援にやっぱり力をもっと――国もやってるんですから、お金をつくって、そういう支援をしていくという姿勢が必要じゃないかと私は思うんですけれども、それについて課長はどう思いますか。

○松村私学振興課長　私学振興については、経常費及び――一つは学校に対して、あるいは、一つは生徒、保護者に対する支援というのがございますけれども、各県それぞれの状況に応じて、特に、保護者、生徒に対する支援というのは、各県の財政状況に応じて支援をしているところでございます。

本県といたしましては、財源の中で、必要性を見極めた形で支援のほうをやっていると考えておるところでございます。

○西聖一委員　そうおっしゃるけれども、数字的に、県の単独上乗せがないですよっていう資料を基に、毎年この請願は署名していただいて出してくるというところですので、やっぱり何らか見ていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思ってるんですけれども。まあいいです。もうここでいいです。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第31号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択で」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第31号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○中村亮彦委員長　挙手少数と認めます。よって、請第31号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が６件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長　危機管理防災課でございます。

右肩に総務常任委員会報告資料①と記載している資料を御覧ください。

令和７年８月豪雨における初動対応、主にソフト面の検証結果の中間報告を取りまとめましたので、御説明いたします。

まず、資料、左上の１、被害の概要についてでございますが、今年８月10日からの大雨では、大雨特別警報が発表されるなど、多くの観測点で観測史上１位の記録を更新いたしました。

この大雨により、現時点で、死者、行方不明者、負傷者の合計で30名の人的被害、8,481棟の住家被害が発生し、農林水産業や公共土木施設など、県全体での被害額は1,872億円に上っております。

２、検証の方針でございます。資料の上段

の中央にございます。

２、検証の方針についてでございますが、今回の検証では、発災からおおむね２か月間の県や市町村等の主にソフト面での初動対応について、体制構築をはじめとする記載の８項目について検証を行っております。

項目ごとに、円滑に対応できた点、課題とその要因及び改善の方向性を整理いたしております。

３、検証の進め方は、県庁各部局だけではなく、被災市町村、関係機関への意見聴取と県民アンケートを実施し、幅広く検証を行いました。

次に、検証結果を説明いたします。

まず、資料、中段に記載している４、円滑に対応できた点についてでございますが、過去の災害の経験が生きた取組として、令和２年７月豪雨の教訓を踏まえまして、令和３年から毎年県と全市町村で実施している豪雨対応訓練を通じた初動対応力の底上げ、道路啓開や通信の復旧をはじめ、災害時応援協定を活用した官民連携による迅速な災害対応などがありました。

また、今回の災害における新たな取組として、孤立集落の解消に向けた県と市町村のウェブ会議の実施、タブレットを活用した住家被害認定調査の迅速、効率化がありました。

一方で、資料、下段に記載しております５、課題とその要因、改善の方向性についてでございます。

主立ったものを記載いたしております。

まず、①、今回の８月豪雨におきましては、８月10日の昼頃に、気象台から線状降水帯発生予測情報が出されましたが、それへの対応ルールが未策定の市町村もあったため、市町村によって避難情報の発令、避難所開設判断にばらつきがありました。

そのため、改善の方向性といたしまして、市町村における対応ルールの策定の検討や、雨がひどくなる前の明るいうちからの住民避難を促す予防的避難の強化を記載しております。

続いて、②でございますが、今回の８月豪雨は、被害の概要のところで申し上げましたように、多くの観測点で観測史上１位の記録を更新するなど、市町村の把握能力を超過するような猛烈な雨が降ったことから、地域単位、集落単位での被害状況の把握が遅れたケースがありました。

そのため、改善の方向性といたしまして、市町村のマンパワーを補うデジタルツールの活用や消防団、自主防災組織等との連携強化を記載しております。

以下、③から⑥まで、それぞれ課題に掲げておりまして、その改善の方向性をそれぞれ右側に記載をいたしております。

最後に、６、今後の対応についてでございますが、この中間報告を基に、市町村との改善検討会議を開催し、３月の最終報告に向けて、さらに検討を進めてまいります。その上で、県と市町村の地域防災計画や、例年県と全市町村で実施しております豪雨対応訓練への反映を行い、改善対応を講じて、来年の出水期に備えたいというふうに考えております。

なお、資料の裏面には、今回検証を行いました８項目について、課題とその要因及び改善の方向性を詳細に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上です。

○中川政策調整監　知事公室付でございます。

令和７年８月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明させていただきます。

Ａ３横で、右肩に総務常任委員会報告資料②と記載の資料を御覧ください。

なお、本件につきましては、復旧、復興全般に関するプランになりますので、他の常任委員会でも報告させていただきたいと思いま

す。

まず、１、気象情報と主な被害情報でございます。

令和７年８月豪雨は、県内では多いところで24時間降水量が400ミリを超える記録的な大雨となりました。記録的短時間大雨情報が発表され、大雨特別警報が発表されております。県内広範囲にわたりまして、局所的に甚大な被害が発生いたしました。

このため、復旧、復興を迅速かつ着実に進めるため、令和７年８月豪雨からの復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することといたしました。

２番、復旧・復興プランの理念でございます。

復旧・復興プランは、被害への対応に関する課題検証、取組に関する記録と継承、取組を庁内連携で強力に推進するものでございます。

「「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興」としております。

３、復旧・復興プランの４つの柱は記載のとおりでございます。後ほど具体に説明させていただきます。

４番、今後のスケジュールでございます。

来る12月18日、第２回の復旧・復興本部会議を開催いたしまして、各部局で意見交換を行い、本プランを策定し、来年度の出水期前に、プラン内容について進捗を確認することとしております。

裏面を御覧ください。

プランの具体的な内容案でございます。

縦に４つの柱を並べておりまして、20の項目ごとに、横に行きますと、主な課題、改善の方向性、３年間の主な取組を記載しております。

生活再建から産業復興、インフラ機能回復、防災、減災までを包括的に位置づけ、迅速かつ着実な復旧、復興を目指すこととしております。

１つ目の柱、被災者の救済・生活支援です。

課題に対応する主な取組は、住宅の応急修理や仮設住宅の供与、医療・社会福祉施設等の早期復旧、災害廃棄物の早期適正処理体制の構築などでございます。

２つ目の柱、産業復興支援です。

農林漁業者への緊急支援や事業継続支援、中小企業者の資金繰りや施設設備の復旧支援など、事業継続を支える施策などでございます。

３つ目の柱、社会・産業インフラの機能回復です。

道路、河川、農林漁業、教育施設、文化財、自然公園、肥薩おれんじ鉄道、警察施設など、幅広い分野の復旧、再度災害防止のための改良復旧を推進してまいります。

最後に、４つ目の柱、防災・減災の取組みです。

国土強靭化地域計画の改定、各施策の推進、浸水対策の推進、ボランティア事前登録制度の充実、情報伝達の強化などでございます。

知事公室付は以上でございます。

○受島企画課長　企画課でございます。

熊本県国土強靭化地域計画の改定について御報告いたします。

右肩に「報告資料③」と書いてある資料をお願いいたします。

なお、これにつきましては、農林水産及び建設常任委員会におきましても関係が深いことから、それぞれの委員会に同様の報告をさせていただきます。

まず、計画策定の趣旨、位置づけですが、この計画は、大規模な災害から国民の生命、財産を守り、重要な社会機能を維持、復旧できるための国の国土強靭化計画を踏まえた県の計画になります。

現在の計画は、令和３年に策定したものと

なっております。

今年の６月に、国が現行計画に基づきます実施中期計画を策定いたしましたことから、県においても計画の改定を行うものです。

今後起こり得る大規模な自然災害に対しまして、ハード施策はもちろん、ソフト施策も含めた総合的な防災体制を整備することを目指すものとなっております。

計画期間は、国の計画に合わせて、おおむね５年としております。

右側の基本的な考え方といたしまして、県民の生命、財産と県や社会の重要な機能を守り、県土全体の安全を確保するとともに、九州を支える広域防災拠点として機能することなどを掲げております。

その上で、風水害、地震、火山噴火といった本県の地域特性、災害リスクを念頭に、ソフト、ハード両面による防災体制を、国、市町村などとも連携し、整備を行ってまいります。

裏面をお願いいたします。

強靭化の推進方針です。

この計画では、国に合わせまして、１、あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐや、２、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するなど、７つの事前に備えるべき目標を掲げ、必要な施策を列記しております。

まず、１の項目では、公共施設など、各種施設の耐震化、浸水被害の防止に向けた河川整備、さらには、今年８月の豪雨災害を踏まえた内水氾濫対策の推進などの内容を盛り込んでおります。

２の項目では、救助、救急ルートの確保に向けた道路整備などのほか、避難所の体制整備、健康対策といったソフト対策を記載しております。

４の項目では、経済活動のベースとなります道路、港湾などのハード対策に加えまして、農業被害を防ぐための農地、農業用施設の保全、計画的な整備についても記載をしております。

右側の６の項目では、早期の復旧、復興に必要な被災者の住まいの確保、罹災証明書の発行、災害ボランティアなどを記載しております。

これらの様々な施策につきまして、国の財源も活用しながら推進を図り、引き続き災害に強い熊本づくりを進めてまいります。

今後、パブリックコメント手続を経まして、今年度末の計画完成を目指しております。

企画課からは以上です。

○若杉地域振興課長　地域振興課でございます。

総務常任委員会報告資料④をお願いいたします。

熊本県過疎地域持続的発展方針の策定及び熊本県山村振興基本方針の概要について御説明させていただきます。

まず、上段、１に記載の熊本県過疎地域持続的発展方針の策定についてでございますが、本方針の改定案の概要につきましては、９月定例会の本委員会で御報告しておりましたので、その後の経過について御説明させていただきます。

最下段の４、策定スケジュールの過疎の欄をお願いいたします。

９月から10月にかけましてパブリックコメントを実施いたしました。方針案の変更はございませんでした。

現在、その方針を基に国との協議を行っているところでございまして、今後、国からの回答を得た後、速やかに改定手続を完了させ、公表まで行う予定としております。

また、県計画及び市町村計画についても、今年度中に策定を完了する予定です。

現在の県方針は２枚目に記載しております

ので、後ほど御覧いただければと思っております。

１枚目に戻っていただきまして、次に、熊本県山村振興基本方針の概要について御説明させていただきます。

中段の赤囲み、２、熊本県山村振興基本方針を御覧ください。

山村振興法は、昭和40年に議員立法として制定され、その後、６度にわたり期限が延長されております。今年４月１日に施行されました現行法では、令和17年３月末が期限となっているところでございます。

(3)改正のポイントを御覧ください。

山村の役割として、「農林水産物の供給」、「生物多様性の確保」、「地球温暖化の防止」を明記されました。それから、振興の目的として、「山村の自立的かつ持続的な発展」、「地域の特性を生かした産業の成長発展等」が明記されたところでございます。

また、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保や情報提供等の援助の努力が追加されたところでございます。

(4)対象期間は、令和７年度からおおむね10年間としております。

次に、右側、(5)位置づけを御覧ください。

山村振興基本方針は、山村振興法第７条の２に基づき策定するもので、県が行う山村振興の大綱であるとともに、市町村が計画を策定する際の指針となるものでございます。

また、市町村では、県方針、この方針を指針といたしまして、山村振興法第８条に基づき、独自の山村振興計画が策定されることとなります。

振興山村の指定状況は、(6)にありますとおり、24市町村が全域または一部指定を受けております。

次に、最下段の４、策定スケジュールの２段目の山村の欄を御覧ください。

今後、パブリックコメントを実施し、２月定例会で改めて御報告した後、方針を策定する予定としております。

続きまして、３枚目を御覧ください。

熊本県山村振興基本方針の概要についてでございます。

今回の基本方針の改定では、法改正及び社会情勢の変化や、新たに策定しました県の基本方針、総合戦略や各種計画等を踏まえた変更を行っております。赤字が今回の追加、変更した部分となります。

左側、上段、Ⅰ、基本的な事項は、先ほど御説明のとおりでございます。

Ⅱ、振興山村の現状と課題の１、振興山村の状況にありますように、本県の指定状況は、全域指定が７町村、一部指定が17市町村34地域、県全体の半数が山村振興法の適用を受けております。

Ⅲ、振興山村の振興の意義及び方向に関する事項を御覧ください。

法改正を踏まえまして、赤字で書いております４つ目の基本事項を、「山村への移住、山村における定住及び特定居住（二地域居住）、地域間交流の促進」として追加、変更したところでございます。

次に、右側、Ⅳ、具体的な振興施策を御覧ください。

法第７条の２に基づき、13項目について記載しております。

主な変更点を御説明いたします。

まず、４、産業振興施策につきましては、食のみやこ熊本県の創造に向けた取組を追記しております。

６、医療の確保に係る施策についてでは、勤務環境の整備による医師確保、養成と定着の推進を、７、社会福祉施策につきましては、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組を、10、移住・交流施策では、生活環境の整備による移住、定住に加え、二地域居住の促進を、11、担い手施策については、外国人材の受入れ環境の整備を、12、自然環境の保全

及び再生については、オーバーツーリズムへの対応等を追記して取り組むこととしているところでございます。

地域振興課からは以上です。

○牧野交通政策課長　交通政策課でございます。

右上に総務常任委員会報告資料⑤と記載しております熊本県地域公共交通計画(骨子)を御覧いただければと思います。

熊本県地域公共交通計画につきましては、本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランといたしまして、国の地域公共交通活性化法等に基づき策定をするもので、こちらに路線バス等を位置づけますと国庫補助が受けられるというスキームのものでございますけれども、現行計画、令和３年に策定をいたしましたものが今年度末で期間を満了するということで、現在次期計画の策定を進めているところでございます。

市町村、それから交通事業者、有識者が参画する熊本県地域公共交通協議会において議論しておりますけれども、このたび計画の骨子を取りまとめましたので御報告をいたします。

これまでの現行計画に基づき取組を進めまして、コミュニティー交通の導入をはじめとした一定の成果も上がっている一方で、やはり、運転士不足の加速ですとか、それに伴う交通空白地の発生、さらには、熊本都市圏の渋滞の深刻化などの課題に直面していることを踏まえ、資料、上段に記載の不足していた観点などもきちんと盛り込んだ形で、今回新たな計画として取りまとめることを想定しているところでございます。

対象地域は県内全域といたしまして、計画期間は令和８年４月からの５年間でございます。

次に、資料、中段でございますけれども、将来の地域社会のビジョンと目指す公共交通網の姿ということで、くまもと新時代共創基本方針、総合戦略にそれぞれ位置づけられております熊本の目指す姿とひもづける形で、あるべき交通網の姿を掲げてございます。

また、こうした交通網を実現することで、資料のこの中央部分でございますけれども、交通の利便性、持続可能性を高め、誰一人取り残されず、マイカーに頼らずに、行きたいときに、行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会の構築ということをうたわせていただきたいと考えてございます。

次に、資料、左下に計画の目標を記載してございます。

次期計画では、全ての交通モード、これを熊本都市圏の中心部から走っている高頻度輸送を中心とした都市圏幹線と、地域と地域の拠点を結ぶ地域幹線、それから市町村の生活の移動手段として欠かせないコミュニティー交通、この３つの類型に分けまして、それぞれ求められる県のサービス水準を設定するとともに、計画期間、来年度以降でございますけれども、それぞれの路線別に、また地域でそれぞれ御議論いただく形、我々も入る形によって、そのサービス水準をきちんと定めていくということを進めてまいりたいと考えてございます。

資料、右下には、計画の目標達成に向けた進捗を測るため設定を予定している中長期的なこの指標を測るものであるＫＧＩ、それから、短期的に毎年度確認をしていくＫＰＩ、これをそれぞれ記載してございまして、県の公共交通分担率２倍をはじめとした指標を位置づけて、計画の進捗管理を図ってまいりたいと考えてございます。

裏面をお願いいたします。

こちらには、今申し上げました目標を達成するための３つの基本的な方針とその方針に基づき実施する事業の現時点でのイメージを記載してございます。

方針の１つ目、県内の既存の交通資源の総

点検と最高効率での活用の追求ということで掲げさせていただいておりまして、県内の活用可能な全ての輸送資源、こちらを精査した上で、事業者、それから保有主体の垣根を越えた形で、資源の共有、再配置、最高効率への活用を目指してまいりたいと考えてございます。

また、方針の２つ目、今申し上げた１つ目の方針でもなお足らざる部分、サービス水準に到達しない部分につきましては、やはり、交通基盤、それから人材、新しい技術も含めてきちんと投資をした上で、公共交通全体としての供給力、利便性の向上を図っていくという方向性でございます。

最後、これら、さきの２つのこの方針に基づく取組を戦略的に進めるための必要な体制の整備ですとか、それから、財源の確保についても、きちんとこの計画の期間の中で検討、調査研究を進めてまいりたいということでございます。

これらの基本方針に基づきまして、持続可能な公共交通網の構築に向け、具体の取組を進めていくこととしたいと考えてございます。

以上が計画の骨子でございますが、今後、パブリックコメントを経まして、年度内に次期計画を策定する予定であり、２月の定例会の中で、また改めて計画の素案について御報告をさせていただきたいと考えてございます。

交通政策課は以上でございます。

○甲斐政策監　球磨川流域復興局でございます。

右上に総務常任委員会報告資料⑥と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、建設常任委員会でも同様に御報告いたします。

まず、１、緑の流域治水の主な取組状況について、４点御報告いたします。

(1)新たな流水型ダムの進捗状況についてです。

11月14日に、球磨川漁業協同組合と九州地方整備局の間で漁業補償契約が締結されました。表に記載のとおり、これまでに、国により、用地補償や代替地の造成、付け替え道路工事、そして、ダム本体工事の間一時的に川の流れを切り替える仮排水トンネルの整備が行われております。

今後も、令和９年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成に向け、関係者の理解を得ながら事業が進められます。

次に、(2)新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてです。

県では、新たな流水型ダムが安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する仕組みを令和４年度から設けております。

来週の土曜日、12月20日に、昨年度以来となる第４回会議を開催いたします。

続いて、資料の裏面を御覧ください。

新たな流水型ダム事業や国の球磨川本川の河川整備と連携して、県が管理する支川でも河川整備を進めております。

一例を御紹介しますと、写真のように、あさぎり町の田頭川では、沿川の家屋や田畑の浸水被害を軽減する堤防のかさ上げ工事に取り組んでおります。その他各所で事業を進めております。

続いて，(4)「雨庭」普及に向けた勉強会の開催についてです。

雨庭は、建物の屋根などに降った雨水を排水路や河川に直接放流させず、一時的に貯留したり浸透させるもので、身近な治水対策と言えます。

人吉市においては、今年度雨庭を整備する個人や企業に対する補助制度を創設されましたので、人吉市、雨庭の研究を行っている熊

本県立大学及び県の３者共催で、11月４日に、人吉市役所で事業者、市職員向けの勉強会を開催いたしました。

県においても、引き続き、雨庭の周知啓発や市町村の取組に対する支援を行ってまいります。

続いて、五木村・相良村の振興について御報告いたします。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村、ダムの建設地となる相良村については、両村の振興策が早期に実現するよう支援するとともに、関連する県事業を着実に推進しております。

五木村では、川辺川上流部の宮園地区で、住民主体によるにぎわいづくりの取組が進められております。また、宮園地区では、県による川辺川の河川整備も進めてまいりますので、イベントに合わせて、整備の内容をＶＲ、仮想空間で住民の方に体験していただく取組も行いました。

また、相良村では、川辺川沿いの廻地区で、村による交流拠点施設の整備が進められております。なお、この施設は、県のくまもとアートポリスプロジェクトとして設計が現在行われております。

引き続き、国、村と一体となって、目に見える形で両村の振興を推進してまいります。

報告は以上です。

○中村亮彦委員長　以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから１つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに１年間の常任委員会としての取組の成果を、２月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、２月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　では、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けいたします。

委員から何かございますか。

○池田和貴委員　すみません。ちょっと私もどこに聞いていいか、ちょっと分かんないんですが、デジタル戦略推進課になるのかなと思うので、ちょっとお伺いをしたいと思ってます。

実は、サイバーセキュリティーのことについてなんですが、最近、アサヒビールグループがランサムウェアに遭って、非常に混乱をしてたりとか、事務のアスクルさんもやはり同じようになって、まだシステムが復旧もできてないような状況になってます。

あわせて、国のほうも、今法律の制定が進んでまして、７月に改正サイバーセキュリティ基本法が施行されて、サイバーセキュリティー戦略が見直されて、ガイドライン案が出たりということで、最近報道もされてるんですが、そのサイバーセキュリティー戦略の中で、いわゆるサイバーセキュリティーを提供するＩＴベンダーの責任と、あと、それを発注した側の顧客側の責任もそこに盛り込まれてるんですが、こういうことに対応する、特にサイバーセキュリティーについては、非常

に喫緊の課題だと思うんですが、この辺について、県としてどのような取組をされているのか、また、県内企業としてどういう動きがあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

○大村デジタル戦略推進課長　デジタル戦略推進課でございます。

今委員から御指摘いただきましたとおり、今年に入ってから、大手企業がランサムウェアの被害に遭うなど、大きな影響が出ておりまして、こちらは、デジタル化が進む中で、サイバー攻撃の手法が高度化しておりますし、頻度も増加しており、サイバーセキュリティーのリスクが高まっているというふうには認識しているところでございます。

特に、民間企業がサイバー攻撃を受けた場合には、生産活動への影響が出るだけではなくて、技術の流出であるとか、企業の信頼低下、こういうことにもつながることから、セキュリティー対策の重要性というのは一段と増しているのかなというふうに考えております。

サイバーセキュリティー対策につきましては、県庁の中でも、システム改革課でありますとか、商工労働部、県警、それぞれ行っているところでありますが、デジタル戦略推進課としましては、市町村や民間企業のデジタル化を支援しているところでございます。

まず、民間企業へのサイバーセキュリティーの取組につきましては、こちら、国や県警など関係機関と連携しながら、サイバーセキュリティーのリテラシーの向上とか技術力の向上を目指したセミナーとか研修会、こういうものを開催しておりまして、今年度につきましても、７月に、熊本ＤＸコンソーシアムのイベントにおきまして、県警のほうから、サイバーセキュリティーに関する現状説明でありますとか、注意喚起をいただいたところでございます。

また、市町村のサイバーセキュリティー対策については、平成29年度から、インターネットの接続口を一つに集約することによって監視体制を高めるとともに、セキュリティー対策を高度化するような自治体情報セキュリティークラウド、こういうものを、これは、県庁と県内の全市町村共同でシステムを構築して運用をしているところでございます。

また、一方、サイバーセキュリティー対策につきましては、専門性が非常に高いところでもございますので、こちらは、県警をはじめとしまして、国の情報処理推進機構や県内の情報サービス産業協会、工業連合会、こういった関係機関との連携を密にしながら取り組んでいくことも非常に重要というふうに考えております。

また、委員御指摘ありました民間企業につきましても、サイバーセキュリティーの人材育成に力を入れておりますグーグルと、先日、熊大が主催する会議でも同席させてもらったんですけれども、こういうところと御一緒するような形で、サイバーセキュリティーのリテラシーとか技術力の向上、こういったものを県庁の関係課や県内の関係団体と連携しながら、一段と進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員　丁寧な御説明ありがとうございました。

やはり、県としてどうやって取り組んでいるのか、そのほかの団体がどうやっているのか、また、民間企業はどうやっているのか、御説明をしていただいて、そういった今のサイバーセキュリティーにそれぞれが取り組まれているというのが分かって、少し安心しました。

というのは、我々もあまりこの辺の説明も受けてこなかったので、どうなっているんだろうか、心配でもあったんですが、ただ、昨

日、私も熊本県のサイバーセキュリティーシンポジウムというのがあって、そこにちょっと参加をさせていただいて、そこで聞いてみて驚いたんですが、特にやはり、熊本県というその地域的に、やはりこのサイバーセキュリティーの重要性をかなり訴えられている方がいらっしゃいました。

というのは、やっぱりサイバーセキュリティーについては、弱いところがつかれてくるわけですが、熊本県は、いわゆるその経済安全保障のＴＳＭＣの関係で、ＴＳＭＣが立地することによって、経済安全保障の地域として非常に注目されているということと、あと、やはり、自衛隊、西部方面総監部もあって、いわゆるその安全保障上の非常に重要点であるというところで、標的になりやすい地域であるし、各都市圏や首都圏、そういったところと違って、やっぱりサイバーセキュリティーに対する認識がまだ広がっていないのではないかという心配もあって、熊本県は、今しっかり取り組むべき地域じゃないかというような御指摘もいただきましたので、ぜひ、その中では熊本県としてやっていただきたいというふうに思いますし、各部門ごとが――これはもう私見なんですけれども、これは国のほうでも話をされておりますが、各部門ごとでやっていただいてるというのはすごく大切なことなんですが、ただ、そのセキュリティー関係も、これは、やはりトップのいろんなところに集約をするような形も必要だと思います。

これは、国のほうが今後組織的につくられていくと思いますので、そしたらそことどういうふうに県のほうがやっていくのかというのは、ぜひ考えていただくように、準備をしていただきたいなというふうに思います。

すみません、私の所感を申し上げたので返答は要りませんが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○中村亮彦委員長　いいですか。

○池田和貴委員　いいです。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

○橋口海平委員　すみません。この前新聞等でも出たんですが、新たなスポーツ施設に向けた財源確保のためのふるさと納税だったり、企業版ふるさと納税を活用したほうがいいみたいな記事がありました。多分これから新たなスポーツ施設を造っていくに当たって、民間からももちろん財源を出していただくというようなことになると思ってるんですが、そのためには、早くふるさと納税だったり、企業版ふるさと納税を集める仕組みづくりをしていただきたい――そっちのほうが多分プロスポーツのチームとかも広く呼びかけることができるので、そういうのをつくっていただきたいと思うんですが、現在の検討状況と、もし、それをするのであれば、いつぐらいからやっていけるのかというのをちょっと教えていただければというふうに思っております。

○内村税務課長　税務課でございます。

新たなスポーツ施設の整備に向けたふるさと納税での活用ができないかというような打合せといいますか、そういったものが、現在担当レベルで行われていると承知してます。まだその具体的な内容は私のところに報告が上がってきておりませんけれども、導入に向けた課題だとか、そういったところの整理が今事務方のほうで行われているという状況でございます。

税務課からは以上です。

○橋口海平委員　プロスポーツチームとかも、早くやっぱり集めて、そういう財源確保

というのをやっていきたいというような思いも多分あると思ってますので、ぜひ、早めに検討して、それができていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長　ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長　なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が11件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第５回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長